

## 各務原市郷土芸能育成補助金交付要綱

(平成17年3月31日決裁)

(目的)

第1条 各務原市の郷土芸能を保存し、後世に継承するために補助金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、市長が認めた団体とする。

(補助対象事業)

第3条 市長は、補助対象者が郷土芸能を保存、継承するために必要な事業に係る経費に対して補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、200万円とする。ただし、補助対象者の活動内容により、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(各務原市村国座子供歌舞伎補助金交付要綱の廃止)

2 各務原市村国座子供歌舞伎補助金交付要綱（平成13年3月9日決裁）は、廃止する。

附 則（平成26年4月23日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 改正後の各務原市郷土芸能育成補助金交付要綱の規定は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。